

暴力団の排除に関する合意書

函館市長（以下「市長」という。）と北海道函館方面函館中央警察署長および北海道函館方面函館西警察署長（以下「警察署長」という。）は、函館市（以下「市」という。）が函館市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年函館市条例第15号）第6条および第7条の規定による措置を講ずるため、相互の連絡協議体制を確立し、運用が図られるよう取り組むことについて、次のとおり合意する。

（趣旨）

第1条 この合意書は、市の事務等により暴力団を利することとならないよう、および公の施設が暴力団の活動に利用されないようにする措置（以下「暴力団排除措置」という。）を講ずるに当たり、市長および警察署長が緊密に連携するために必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 役員等 法人その他の団体の場合は、役員または当該団体の支店もしくは営業所（常時契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者を、個人の場合は、事業主または支店もしくは営業所の代表者をいう。
- (4) 事業者 事業（その準備行為を含む。以下この号において同じ。）を行う法人その他の団体または事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 暴力団関係事業者 暴力団員により実質的にその経営を支配されている事業者その他暴力団または暴力団員と密接な関係を有する事業者で次に掲げるものをいう。

ア 暴力団員により実質的にその経営を支配されている事業者 役員等が，暴力団員である事業者または暴力団員がその経営に関与している事業者をいう。

イ その他暴力団または暴力団員と密接な関係を有する事業者として次に掲げる者

(ア) 自己もしくは第三者の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって，暴力団員を利用するなどしている事業者

(イ) 暴力団員に対して資金等を供給し，または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持，運営に協力し，もしくは関与している事業者

(ロ) 役員等が，暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

(ハ) 役員等が，暴力団であることを知りながら，これを不当に利用するなどしている事業者

(6) 市の事務等 市の事務または事業をいう。

(7) 公の施設 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する市の設置する公の施設をいう。

（排除対象者）

第3条 市の事務等からの暴力団排除措置を講ずるに当たり，当該措置の対象とすべきもの（以下「排除対象者」という。）は，暴力団，暴力団員および暴力団関係事業者とする。ただし，特定の市の事務等において別に定めのあるものについては，その定めによるものとする。

（市の事務等からの排除に係る意見聴取）

第4条 市長は，市の事務等からの暴力団排除措置を講ずるに当たり必要があると認めるときは，排除対象者であるかどうかについて，警察署長に対し，別記第1号様式により意見を聴くものとする。

2 警察署長は，前項による意見を求められたときは，市長に対し，速やかに別記第2号様式により回答するものとする。

3 警察署長は，第1項の意見を求められた場合のほか，排除対象者に該当すると認められる事実を確認した場合は，市長に対し，速やかに

別記第3号様式により通知することにより市の事務等からの暴力団排除措置を講ずることについての要請（以下「排除要請」という。）をするものとする。

- 4 市長は、暴力団排除措置を講じた場合は、警察署長に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。
- 5 警察署長は、第2項または第3項の規定により排除要請を行った排除対象者が、その後の事情の変更により排除対象者に該当しなくなったと判断したときは、市長に対し、別記第4号様式により当該要請の取消の通知を行うものとする。

（公の施設からの排除に係る意見の聴取）

第5条 市長は、公の施設からの暴力団排除措置を講ずるに当たり必要があると認めるときは、当該公の施設が暴力団の活動に利用されるかどうかについて、警察署長に対し、別記第5号様式により意見を聴くものとする。

- 2 警察署長は、前項による意見を求められたときは、市長に対し、速やかに別記第6号様式により回答するものとする。
- 3 警察署長は、第1項の意見を求められた場合のほか、公の施設が暴力団の活動に利用されると認められるときは、市長に対し、速やかに別記第7号様式により通知することにより当該公の施設からの排除要請をするものとする。

（個人情報管理）

第6条 市長および警察署長は、この合意書の運用により取得した個人情報を適正に管理し、暴力団排除措置の目的以外に使用してはならない。

（相互の連携）

第7条 市長および警察署長は、暴力団の排除の徹底を図るため、相互に情報交換を行う等、連携の強化に努めるものとする。

- 2 市長は、暴力団排除措置を講ずるに当たり、当該措置の相手方からの妨害等が予想される場合は、警察署長に対し、別記第8号様式により、支援を要請することができる。

3 警察署長は、前項の規定による支援の要請があった場合その他必要が認められる場合は、市長に対し、必要な支援を行うものとする。

4 警察署長は、当該措置の相手方から市長に対し、不服申立て、訴訟の提起等の紛議が生じた場合には、第4条第2項もしくは第3項または第5条第2項もしくは第3項の規定により市長に回答した内容または通知した情報その他の警察署長が市長に提供した情報の正当性を立証する等、必要な協力を行うものとする。

(急を要する場合の措置)

第8条 市長および警察署長は、第4条または第5条の規定に基づいて文書により意見聴取等を行ういとまがないときは、緊急時の措置として、口頭によりこれを行うことができるものとする。この場合においては、事後に、第4条または第5条に規定する文書を送付し、その手続の経過を明確にするものとする。

(適用除外)

第9条 市の事務等および公の施設からの暴力団の排除に関し、市長および警察署長の間で別に覚書、協定書もしくは合意書を締結している場合は、この合意書の規定は適用しない。

(その他)

第10条 この合意書に定めのない事項またはこの合意書に関し疑義が生じた事項については、その都度、市長および警察署長が協議の上、決定するものとする。

2 この合意書は、平成26年5月1日から効力を発する。

この合意を証するため、本書3通を作成し、当事者各1通を保有する。

平成26年4月21日

函館市長

北海道函館方面函館中央警察署長

北海道函館方面函館西警察署長